

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）の概要

趣 旨

職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動を可能とするための休業制度の創設を行うもの

人事院の意見の申出（H18. 8. 8）

自己啓発等休業制度の導入

一般職給与法改正時附帯決議

（H18. 11. 2、同11. 9）

関係法案の早期提出に努める

公務員制度改革大綱（H13. 12. 25）

自己啓発等休業制度の導入

概 要

(1) 休業事由

① 大学等における修学

国内外の大学、大学院等の課程に在学してその課程を履修

② 国際貢献活動

独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う開発途上地域における奉仕活動への参加

（※）具体的には、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等が該当

(2) 対象となる職員

職員としての在職期間が2年以上の職員

(3) 期間

① 大学等における修学のための休業 2年（特に必要な場合 3年）

② 国際貢献活動のための休業 3年

(4) 給与の取扱い

非支給

(5) 施行期日

公布日から3月以内で政令で定める日（平成19年8月1日）